

写

平成 2 4 年 1 0 月 5 日

各 部 局 長 等 様

流山市長 井崎 義治

平成 2 5 年度予算編成について（示達）

このことについて、別紙「平成 2 5 年度予算編成方針」に従い、予算を調製するよう示達する。

平成 2 5 年度予算編成方針

1 はじめに

我が国の経済情勢は、東日本大震災からの復興需要等を背景とし、緩やかに回復しつつありましたが、欧州債務問題を巡る不確実性が高い中で、長引くデフレ、電力供給の制約などの下振れリスクを抱えており、依然として厳しい状態である。

10月1日に日銀が発表した企業短期経済観測調査では、景気が足踏み状態に入ったことを示しており、「これまで底堅かった国内需要も、エコカー補助金の終了などで失速し、さらに、尖閣諸島をめぐる日中関係の悪化の影響が深刻化すれば、日本経済は内外需ともさらに減速する」ことを示唆している。

こうした中、国においては、特例公債法案の成立が見通せない状況にあるため、平成24年9月以降の予算執行抑制策について最終方針を閣議決定したところであり、今後の国の動向に注視する必要がある、現時点で地方財政をとりまく環境は不透明な状況にある。

さらに、都道府県や政令指定都市で先行して実施されている、「地域自主戦略交付金」の拡大などにより、地方自治体へ交付される国庫支出金の減額に伴う地方財政の負担の増大が懸念されている。

千葉県は、平成25年度の財政状況について、歳入では、県税収入を平成24年度当初予算額並みととらえているが、地方財政計画における地方の歳出削減圧力の高まりにより、地方交付税の伸びはなく、一般財源の増額は期待できないとしている。一方歳出では、高齢化の進展等に伴う社会保障費や、公債費等の義務的経費が大幅に増加するため、大変厳しい財政運営になるものと見込んでいる。

2 本市の財政状況

つくばエクスプレス沿線を中心に都市基盤整備事業を積極的に実施し、住民・企業誘致活動を行ってきた成果が現れており、本市の人口は着実に増加している。その結果、平成23年度決算における固定資産税及び法人市民税はそれぞれ、3.0%、14.2%増加している。

しかし、低迷する経済情勢から個人市民税が0.6%減少し、市税

全体としては、1.9%の増加にとどまった。

また、一層深刻となる少子高齢化社会に対応するための社会保障関連経費や、放射能対策事業を含む、市民の安心・安全な生活環境を確保するためのまちづくりに関する経費等の増額は避けることができないものとなっている。

後期基本計画における中期実施計画では、本市の将来需要に対応するための大規模事業が集中しており、各基金からの繰入や、財政規律を遵守できる限界までの地方債を見込んでいるが、歳出拡大による収支不足が懸念されるところである。

このような状況の中、限られた財源で市民サービスの拡充を図るためには、行財政改革の視点に立った事業内容の見直し等による徹底した歳出の削減を行うことが不可欠となっている。

3 予算編成の基本方針

前述のように、不安定な経済情勢のもと、平成25年度の予算編成は、引き続き厳しいものになると予想される。

平成25年度は、流山市後期基本計画における中期実施計画の初年度にあたり、「都心から一番近い森のまち」を実現化するために、計画に基づく事業を、積極的に展開する必要がある。

しかし、中期実施計画では、小中併設校・総合体育館等の整備事業や、TX沿線土地区画整理事業などの大規模事業が集中する他、生活保護費などの社会保障費の増加や待機児童対策、市民の安心・安全を確保するための危機管理対策など、過去最大の歳出規模を予定している。一方、厳しい社会経済状況を背景とした市税の伸び悩みや震災復興対策等による交付金の減額など、財源不足が懸念されるため、財政調整積立基金をはじめとした各特定目的基金の取崩しを最大限見込んだ他、地方債においては、「新規発行額を単年度の償還元金以内までとする」との財政規律を、「地方債残高を予算規模の範囲内までとする」に方針転換を図り、かつてない規模での地方債の発行なくしては財源の確保が厳しい状況にある。

そこで、平成25年度の予算編成にあたっては、このような本市の財政事情を、全職員が改めて認識した上で、費用対効果を念頭に置き、より良い行政サービスをより安く提供できるよう各種事業の

一層の効率化を図るとともに、後年度の財政負担に十分配慮しながら、安定的かつ継続的な市民サービスを提供できるよう必要な事業を選択し、全庁一丸となって持続可能な財政構造を構築しなければならない。

各部局長は、本市の財政状況及び、本方針を十分認識した上で、第2次部局内経営会議を開催し、行財政改革の強力な推進と、重点的かつ効果的な施策実施を図るとともに、部局の最高責任者として適切なマネジメントを行い、平成25年度の予算編成に臨むこと。

4 主要な観点

(1) 自治基本条例の理念に沿った予算編成

「流山市自治基本条例」で定めた「基本理念」や、「目指すまちの姿」を十分に念頭におき、市民自治がさらに確立されるよう、真に市民目線に立った予算とする。また、市議会からの指摘・要望事項に対し、説明責任を果たした予算編成とすること。

(2) 後期基本計画の推進

後期基本計画が目指す『都心から一番近い森のまち』をより具現化するため、後期基本計画の5つの「まちづくりの基本方針」に沿った中期実施計画を牽引する主要事業を積極的に実施すること。

(3) コスト意識をもった予算編成

コスト意識を持ち、先例にとらわれることなく、積極的に事業の見直しを進めること。

- ・ 必要性：行政が担う必然性が本当にあるか
- ・ 効率性：投入される全ての財源に見合う成果が見込めるか
- ・ 有効性：期待する効果を最大限発揮できる手法か
- ・ 優先性：不要不急の事業ではないか、他の事業よりも優先度が高いか
- ・ 計画性：中・長期的視野に立った事業選択であるか

(4) 予算要求の基準

ア 政策的経費（政策的事業）

中期実施計画に計上した事業のみ予算要求できるものとし、部毎の一般財源ベースの範囲内とする。その他の予算要求は一切認めないものとする。(特別会計も同様とする。)

なお、当該計画については、パブリックコメントや議会会派懇談会の意見を聴いた上で調整されるものであることから、本計画の調整状況を注視し、予算要求すること。

イ 経常的経費（経常的事業）

これまで経常経費については、一定条件のもとに一律10%の削減を目指し予算編成を行ってきたが、法改正や事業対象者の増などの止むを得ない要因により事業費が増加する事業が増えてきていることから、平成25年度は平成23年度の執行率及び平成24年9月末現在の予算現額を参考にし、より現状を見据えた配当額とした。

なお、配当額は、別途、財政調整課から通知する。

(5) 事業の見直し

後期基本計画中期実施計画において平成25年度に位置付けられた事業をより効率的・効果的なものとするため、予算要求に当たっては、再度、事業の精査（廃止、見直し、再構築等）に努めること。

(6) 的確な見積り、十分な精査

当初予算は、通年予算として編成するもので、出来る限り年間の所要額を的確に見積り、年度途中における補正、流用が起きないように要求することとし、要求額の算定に当たっては、執行（見込）額や事務量の増減につながる要因を考慮に入れ、多額の不用額や、不足額を生じることがないように注意すること。

また、事業費の見積りにあたっては、単に、経費の一律削減等による事業費の圧縮ではなく、事業の目的に合わせて、市民満足度に配慮しつつ、既存事業の仕様等を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合等を積極的に進めること。

さらに、ファシリティマネジメントにおける公共施設保全計画の趣旨を十分認識し、E S C O事業や包括委託の導入により、指定管理者も含め各部局においては、徹底したコスト節減に努めるこ

と。

なお、見積りの条件、実施方法の妥当性などについても、十分に精査することとし、業者からの見積書については、必ず市外1社を含め3社以上（入札案件となる場合は、指名参加登録している事業者）から徴すると共に、同種の事業を行っている他市の事業費を参考にす等、見積もりの精度を引き上げること。

（ 7 ）各種補助金の見直し

各種補助金については、時代の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の補助金ごとに十分な精査と検証を行い、徹底した見直しを行うこと。

特に、既存の市単独補助金については、平成25年度予算においては、真に必要な補助金のみを計上すること。

なお、補助金審議会のヒアリングを受けていない補助金及び補助金審議会からの答申において、B、C評価を受けたもので見直しがされていない補助金については、原則、当初予算での計上は認めないものとする。

（ 8 ）各種負担金の見直し

各種協定書や覚書、法令等、負担の根拠等について洗い直し、特に、県事業への負担金については、徹底的に精査すること。

さらに、個人の資格で加入している「士会」会費等については、公費での負担は民間とのバランスを著しく欠く事から、一切認めない。

（ 9 ）実施可能な計画、繰越の防止

会計年度独立の原則を堅持し、適正な事業の実施が可能となるよう計画を立て要求することとし、安易に繰越しをすることのないように注意すること。

（ 10 ）財源の確保

市税、保険料、使用料、保育料等、負担の公平性の観点から債権

確保に努め、更なる徴収率の向上策を検討し、各種自主財源を確保すること。

特に、国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」は、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたもので、中期実施計画に位置付けされている「社会資本総合整備計画」では、当初見込んでいなかった小中併設校の用地取得事業を、事業担当課の調査研究により、「効果促進事業」として計画に追加し、現在、国と協議中の事例がある。当該交付金については、「安心・安全」や「防災・減災」の観点を取り入れることにより、「関連社会資本整備事業」や「効果促進事業」として交付金対象範囲が拡大することから、各部局長においては、これまで交付対象とならなかったソフト事業などにも交付金導入の可能性を検討し、事業内容を精査するとともに、部局内の事業のみに捕らわれないマネジメントを心掛けること。

特定財源の確保については、職員一人ひとりが、アンテナを高くして情報を収集するほか、様々な方法で検討、模索して、財源の確保に全力で取り組むこと。

国・県の補助事業については、一括交付金など、対象事業や配分方法など国・県の制度設計の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように要望すること。

また、補助事業であることを理由に、安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しとなることのないように十分留意すること。

(1 1) 特別会計、企業会計

特別会計、企業会計においても、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による「健全化判断比率」、及び「新公会計制度」による財務4表における、連結決算の考えを念頭に、前述の事項を踏まえ編成するとともに、事業内容を十分に精査し、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努めること。

(1 2) その他、予算編成上の留意事項は、別記を参照すること。

予算編成上の留意事項

1 一般会計に関する事項

(1) 一般的事項

ア 平成25年度の予算編成に当たっては、国・県の動向及び制度等を的確に把握し、原則として現行の行財政制度に基づいた通年型予算を編成するものとする。

したがって、年度途中における歳出予算の増額補正は、制度改正等や国庫補助等の財源が伴うものなど、特殊な事情があるもの以外を行わないものとする。

また、当初予算計上のあり方について、議会から指摘を受けていることから、すべての事業において、事務事業評価による事業の成果や、決算状況の分析・検証を徹底し、当初予算に計上漏れが出ないように注意すること。

また、歳入予算についても適正な見積りのうえ計上すること。

イ 平成25年度予算編成において、深刻化する地球温暖化等の環境対策、さらには節電（省エネ）対策として、環境マネジメントシステム（エコアクション21）及び、地球温暖化対策実行計画に基づく取組みを推進するとともに、特に、グリーン購入の推進については、既存経費の内容についても再点検し、予算要求段階から配慮すること。

ウ 平成25年度予算における事業単位については、平成24年度を基準とした事業単位で行う。したがって経常事業、政策事業の区分、事業番号の変更は原則行わないこととする。事業単位の集約又は分割についても同様とする。

エ 予算見積りに当たっては、仕様書の精査・統廃合等の見直しを行い、業者からの見積徴取は、市外1社を含めた計3社以上（入札案件については指名参加登録している事業者）からとするとともに、必ず日付、金額、代表者印のあるものを徴取し、明細書を添付すること。

また、同種の事業を行っている他市の事業費を参考にする等、

見積もりの精度を引き上げること。見積書は予算査定時に提示するものとし、仕様の見直し検討内容について説明すること。守らない場合は、予算要求を認めないものとする。

オ 各種事業の予算計上は、関係法令、条例、規則及び各種計画等の内容を十分に把握するとともに、事務事業の計画的な執行に配慮すること。

特に、地方自治法第222条の規定に基づく、条例と予算の整合性について十分に留意すること。また、例年、経常的経費でありながら、予算計上漏れが散見されるので、十分に精査して計上漏れのないようにすること。

カ 継続費、債務負担行為の設定については、財務規則第11条の規定により、各見積書を提出することとなっているため、予算見積書の提出とあわせて提出すること。その際、財政担当部課長及び総務課長の合議を経て、査定時に説明すること。

また、原則として年度途中の債務負担行為の設定は認めないので、必ず当初予算に計上すること。

キ 例年、特定事業者と随意契約している案件については、平成24年度から特別な理由がない限り認めていないので、競争入札制度に切り替えること。また、経過について査定時に説明すること。

なお、例外として随意契約とする案件については、契約担当課と事前協議を行うこと。

(2) 歳入に関する事項

ア 市 税

市税については、地方税制度の動向等に十分留意し、課税客体及び徴収率の的確な把握に努め、過去の実績、決算の推移等を見極めつつ、的確な収入額を見積もること。また、市税の徴収率の向上を図るための具体的方策について検討し、実施を図ること。

なお、今後、国の方針により制度改正が行われる可能性もあるので、その動向に十分に注意すること。

イ 使用料・手数料、分担金・負担金

使用料・手数料については、市民負担の公平性確保の観点と、

受益者負担の原則に立って、その実態を的確に把握するとともに、社会経済情勢、他市の状況、当該事務事業に要するコストとの関係等の見直しを行い、適正な料金・料率の設定に努めること。

また、各種使用料・手数料については、近隣市の状況を調査・比較し、必要な見直しを図ること。

バナー広告をはじめとした、各種宣伝物に広告料を求める工夫を行うこと。

保育料、市営住宅使用料等の徴収については、より適切に行うものとし、徴収率の向上を図ること。

特に、行政財産にあっては、その管理を厳格に行い、適正な使用料の確保に努めること。

分担金・負担金については、公平な費用負担及び徴収の確保に努め、年間収入額を見積もること。

ウ 保険料

市税と同様、各種保険料の徴収率が向上するように、具体的方策を担当課において十分検討し実施すること。

エ 国・県支出金

国庫支出金については、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成23年度に「地域自主戦略交付金」が創設され、現在、都道府県及び政令指定都市に導入されている。

地方への「地域自主戦略交付金」の導入については、交付金の総額や配分、対象範囲等の基本的な考え方を、内閣府に設置された地域主権戦略会議において検討されているところであり、今後の国・県の施策の動向に注視するとともに、制度等を的確に把握すること。

また、市の施策、事業の内容・効果を十分に検討し、補助対象事業の選択や新規開拓を積極的に行うなど、財源の確保に配慮し見積もること。

また、摘要名称は、根拠法令、前年度の名称をそのまま鵜呑みにせず、1件1件確認し正規の名称とすること。

オ 財産収入

計画的かつ適正な運用及び、積極的な処分により、収入の確保

に努め、年間収入見込額を見積もること。

特に、普通財産の無償貸付は、受益者負担の原則に立ち、適正な貸付料の設定を図ること。

カ 市 債

後年度負担を考慮し、財政の硬直化を招かないようにするため、極力抑制に努めること。見積もる際には、地方交付税措置など、現行制度の中で厳選し、起債額の積算にあたっては、情報収集等により精度の高いものとするよう努めること。なお、市債を財源とする事業においては、財政調整課と事前に協議すること。

キ その他の収入

諸収入については、前年度実績を踏まえた確な見込額を計上し、講座等の実施に当たっては、受益者負担の原則に立ち、適正な受講料などの設定に努めること。

その他、歳入については、過去の実績等を勘案し、的確な年間収入見込額を見積り、過大見積りは絶対に避けること。

また、講座等の受益者負担額は、忘れずに歳入に計上し、支出はその講座等に係る費用の総額を計上し、歳入額の用途を明確にすること。

(3) 歳出に関する事項

ア 人件費

・組織、機構の簡素合理化と併せ、施設の設置及び管理運営のあり方等を検討し、職員の採用人員については、退職人数以下とする等、事務執行の効率化と人件費の抑制を図ること。

イ 政策的経費

・中期実施計画に計上した事業のみ予算要求できるものとし、一般財源ベースの範囲内とする。

やむを得ない要因により、中期実施計画に計上した額を超える場合は、その理由を明らかにし、中期実施計画の見直しを含め、副市長、総合政策部長、企画政策課長の決裁を得た上で、財政調整課に提出すること。

・国費及び県費補助採択の可能性を十分検討するとともに、国・県補助対象事業となるよう、積極的に働きかけること。加えて、

国・県の新年度予算編成の動向に留意し、上位計画との整合性、必要性、緊急性及び事業効果等の検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、後年度の負担を踏まえて事業規模、積算根拠等十分精査した上で、必要な経費を見積もること。

・新規事業については、事業の必要性等を十分検証するとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直しや再構築を前提として見積もること。

ウ 経常的経費

・これまで経常経費については、一定条件のもとに一律10%の削減を目指し予算編成を行ってきたが、法改正や事業対象者の増などの止むを得ない要因により事業費が増加する事業が増えてきていることから、平成25年度は平成23年度の執行率及び平成24年9月末現在の予算現額を参考にし、より現状を見据えた配当額とした。

・配当額を超えた事業については、原則、担当者査定において配当額まで減額するものとし、各部局長は、再度、事業内容を精査し、配当額により事業の実施が困難な場合は、その理由を明らかにした上で、財政部長、財政調整課長に復活要求すること。

・配当額は、別途、財政調整課から通知する。

エ 物件費

・物件費の増加が著しいことから、経費の見積もりに当たっては、効率的で無駄のない実効性の高い施策の構築を目指し、今まで以上に創意工夫し、事務事業の見直しや、アウトソーシングの推進や、NPO等の活用など執行方法の改善を進めることにより、削減を図ること。

・業務委託料について、指針、計画づくり等は、原則、職員で行うこととし、調査等の専門的な業務委託、清掃や保守、管理、整備等の業務委託、予防接種・検診業務委託をはじめ、全ての業務委託料について見直しを行い経費の削減に努めること。

・地球温暖化対策に配慮し、既存施設、施設の維持管理等においては、ESCO事業や包括委託を積極的に導入し、電気、上水道、燃料等の使用量の圧縮を通じ、地球温暖化対策に寄与し、中長期

的に市の行財政にもプラスをもたらすことに配慮した予算計上を行うこと。また、流山市グリーン購入基本方針に沿った物品の購入等に配慮した予算要求とすること。

オ 扶助費

・制度ごとに国、県の基準額の動向及び対象実人員等を的確に掌握するとともに、前年度実績等を踏まえ計上すること。なお、市単独事業で扶助費的性格のものは、個々の所得に応じて支給制限を設けるなど、真に必要としている者に対象者を絞り込むほか、当該扶助の目的が達成されたものについては廃止するなど、既得権にとらわれることなく積極的に見直しを図ること。

カ 負担金・補助金

・補助金については、補助金等審議会からの答申及びヒアリングの内容等を十分に斟酌するとともに、時代状況の変化を踏まえた必要性や、費用対効果、補助率の適正化等を十分に検証すること。

・補助金審議会からの答申でB、C評価を受けた補助金については、昨年度までの実施内容を徹底して検証し、答申を反映させた予算要求をするものとし、補助金適正化実行プランに検証結果等を記載し提出すること。

・負担金及び補助金については、用途の適切性や繰越の状況等、支払先の各団体の収支決算書等や申告書の内容を十分精査し、支出の根拠、効果等を検証したうえで計上すること。なお、予算要求にあたっては、支払先団体の収支決算書及び、税務署に提出した申告書の写しなどの収支の詳細が確認できる書類を必ず添付し要求すること。

キ 繰出金

・各特別会計への繰出しに当たっては、特別会計の事業内容を十分に精査し、必要最小限の計上とすること。

ク 継続費の設定

・2か年以上にわたり支出を伴う事業について設定すること。また無理な工期等により、繰越事業とならないよう継続費を活用すること。

ケ 債務負担行為

・後年度の財政を圧迫することとなるので、安易な計上は厳に慎

むこと。

・消費増税法案の可決により、後年度の増税に対応した限度額の設定をすること。

2 特別会計及び企業会計に関する事項

- (1) 一般会計に準じて予算を編成するものとし、収支の均衡を図り独立採算性を原則とし、適宜、適切な料金（料率）等への見直しと経営の合理化を図り、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努め、安易に財源不足を一般会計に依存しないよう留意すること。
- (2) 一般会計からの繰入金については、中期実施計画に位置付けられた各会計別繰出金の範囲内とする。
- (3) 予算編成に当たっては、国、県の制度の改正に留意し、的確な予算対応を図ること。
- (4) 組織全体で、各特別会計及び企業会計を運営することが肝要であることを認識し、決して担当者のみの判断で要求せず、所属長の指示の下に、的確な内容で要求すること。
- (5) 特別会計、企業会計においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び新公会計制度による財務4表の作成を念頭に、編成すること。

3 その他の事項

- (1) 市民要望及び議会、監査からの指摘・要望あるいは約束事項については、内容を十分検討し、反映するよう努力すること。
- (2) 事務事業の執行に当たっては、経費の節減に努めるとともに、効率的で無駄のない実効性の高い施策の構築を目指し、より一層の適正な予算計上に心掛けること。
- (3) 予算見積書の提出に当たっては、計上漏れがないよう、所属長は細部にわたって精査すること。安易に前年度の見積書のみを参考に見積らないこと。
- (4) 事業目的、内容若しくは所管部署の関係から、予算科目が適当

でないとは判断される場合には、予算要求書を作成する前に財政調整課と協議すること。

- (5) 事業の適正化を図るため、各担当課の所管する事務に係る最新の法令及び、その逐条解説書を整えるための予算措置を行うこと。
- (6) 平成 2 5 年度予算編成に当たっては、以上の事項に留意するほか、別記の「予算編成基準」を参照するとともに、財政調整課からの指示等により見積書を作成すること。
- (7) なお今回示達する内容については、現時点のものであり、今後、国の動向等により変更する場合がある。